

7 医安第 7 8 4 号
令和 7 年 9 月 17 日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長

アトモキセチン製剤の安定供給について（通知）

日頃は本件の医薬安全行政の推進に御協力いただき、御礼申し上げます。
このことについて、令和 7 年 8 月 27 日付けで、厚生労働省医政局医薬産業振
興・医療情報企画課から、別添のとおり事務連絡がありました。
つきましては、貴会（組合）員への周知について御配慮ください。

担当	生活衛生部医薬安全課 薬事グループ 監視グループ
電話	052-954-6303（ダイヤルイン） 052-954-6344（ダイヤルイン）

事務連絡
令和7年8月27日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

アトモキセチン製剤の安定供給について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進に御尽力、御協力を賜り誠にありがとうございます。

アトモキセチン製剤については、ニトロソアミン類が検出されたことを受けて、令和6年9月に先発医薬品（ストラテラカプセル及びストラテラ内用液、日本イーライリリー株式会社）の新規製造が停止されたこと等により、後発医薬品の製造販売業者が限定出荷を行う状況が生じています。

一方で、アトモキセチン製剤は、主に後発医薬品の製造販売業者が供給を行ってきたこと、また、後発医薬品の製造販売業者において、今回の事態を受け増産等の対応を行っていること等から、令和7年6月時点での、アトモキセチン製剤の総供給量は、先発医薬品の製造が停止する前の総供給量を上回っている状況です。また、今後さらに、複数の後発医薬品の製造販売業者が、増産等の更なる安定供給に向けた取組を行うこととしてしていると承知しています。

については、貴管下関係医療機関等に対して上記状況の周知をお願いします。

併せて、アトモキセチン製剤について、必要な患者に適切に供給できるよう、医療機関等におかれては、過剰な発注は厳に控えていただくとともに、薬局におかれては、自らの店舗や系列店舗だけでは供給が困難な場合であっても、地域の薬局間における連携により可能な限り調整をしていただきたいこと、についても周知をお願いします。

